



# 令和6年度(2024年度) 和歌山市職員採用試験 ＜行政職 I 種 UIJターン型＞受験案内

和歌山市人事委員会

和歌山県外から和歌山市への移住を促進し、県外の民間企業や公的機関等における職務経験で培ったノウハウや発想力を市政に活かしていただくことを目的とした採用試験です。即戦力として活躍したいという意欲あふれる方を募集します。

- 申込期間 7月1日(月)から7月31日(水)まで
- 第1次試験受験期間 9月2日(月)から9月16日(月・祝)まで

※ 第1次試験は、試験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題される問題を受験する、テストセンター方式で実施します。

## 1 試験区分・採用予定人員・職務内容

◆令和7年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職 I 種	事務職 [UIJターン型]	1人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事します。

※ 同時期に募集している第2回和歌山市職員採用試験との重複申込みはできません。

※ 採用予定人員は予定であり、変更される場合があります。

※ 日本国籍を有しない方は、採用後担当できる業務に制限があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす方。

(1) 昭和59年4月2日から平成元年4月1日までの間に生まれた方(学歴不問)

(2) 和歌山県外在住の方(令和6年6月30日現在)

(3) 和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等において、常勤の職務経験が、通算して5年以上ある方(令和6年6月30日現在)

※ 職務内容は不問です。

※ 令和6年4月1日以降、県内に本社又は本店を置く民間企業や県内に本庁所在地を置く公的機関等に勤務している方又は勤務したことのある方は受験できません。

※ 「職務経験の期間」について

- ・ 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員(職員)として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員(職員)と同じ勤務形態で就業していた期間(パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間を除く。)のみが該当します。
- ・ 職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

- ・ 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除きます。）は職務経験から除きます。

※ 最終合格発表後、和歌山県外在住及び職務経験の確認のため、証明書等の提出が必要です。なお、県外在住や県外企業等における5年以上の職務経験が確認できなかった場合は、採用されません。

(4) 次のいずれかに該当する方

- ア 日本国籍を有する方
- イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの方を含みます。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの方を含みます。）

(5) 次のいずれにも該当しない方

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 試験の方法・内容等

(1) 日時、試験種目及び内容

試験段階	日時	会場	試験種目	試験内容
第1次試験	9月2日(月)～9月16日(月・祝)の間で受験者が選択する日時	47都道府県に360か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	基礎能力検査 (SCOA)	択一式・45分で行われるテストセンター方式の試験。出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）。大学卒業程度の内容。
			適性検査	性格等に関する適性検査。口述試験の資料として使用。
第2次試験	10月13日(日)、10月19日(土)のいずれか1日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23）の周辺	口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。
			論文試験	1200字以内・90分で行われる一定のテーマによる論文試験。
第3次試験	11月10日(日)	和歌山市役所（和歌山市七番丁23）の周辺	口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。

(2) 試験の配点

第1次試験		第2次試験			第3次試験			
基礎能力検査	計	第1次試験結果	口述試験	計	第2次試験結果	論文試験	口述試験	計
100	100	50	150	200	50	30	120	200

※ テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するものです。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応していただく必要があります。

※ 試験会場の詳細については、<https://cvt-s.com/testcenter/> をご参照ください。

※ 適性検査は第2次及び第3次試験種目ですが、第1次試験日に全受験者に実施します。

※ 論文試験は第3次試験種目ですが、第2次試験日に全受験者に実施します。採点は第2次試験に合格した方の

み行います。

※ 第1次試験の結果については、第1次試験の総合得点を50点満点に換算します。第2次試験の結果については、第2次試験の総合得点を50点満点に換算します。

※ 第1次試験に合格した方に提出していただく書類（履歴書等）は、第1次試験合格通知に同封してお知らせします。提出期限は、10月9日（水）午後1時の予定です。

## 4 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において合否判定上に同点者がいる場合は、第2次試験の得点順に合格者を決定します。

※ 基礎能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりです。


試験	合格発表時期	方法
第1次試験	9月下旬	①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
第2次試験	10月下旬	①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
第3次試験	11月下旬	①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

※ 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。

※ 合否に関する電話による問合せには応じられませんので、ご了承ください。

## 5 受験申込み

インターネット又は郵送による申込みとなります。可能な限りインターネットでお申し込みください。なお、提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込	インターネット	郵送
申込期間	7月1日（月）から7月31日（水）まで（郵送の場合は消印有効）	
申込方法	下記QRコード又はURLから必要事項を入力してください。  <a href="https://logoform.jp/f/hRc80">https://logoform.jp/f/hRc80</a> ※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。 ※ 顔写真（jpgファイル）が必要です。証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真	【提出書類】 ①申込書 1枚目及び2枚目を重ね、左上1か所をホチキス留めしてください。 ※ 申込書にメールアドレスを記入する際、判定が難しい文字は次を参考に特に注意して丁寧に記入し、ふりがなをふってください。 ・数字の0（ゼロ）とアルファベットのO（おー）、o（おー [小文字]） ・数字の1（いち）とアルファベットのI（あい）、1（える [小文字]） ・数字の2（に）とアルファベットのZ（ぜつと）、z（ぜつと [小文字]） ・数字の9（く）とアルファベットのq（きゅー [小文字]）

	<p>(直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの)を準備してください。<b>縦横比4:3</b>程度で背景は無地としてください。(スマートフォン等で撮影したもので可。)</p> <p>※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。</p> <p>※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、ご注意ください。</p> <p>※ 「city.wakayama.lg.jp」「logofom.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。</p> <p>※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C (しー) と c (しー [小文字])、J (じえい) と j (じえい [小文字])</li> <li>・ V (ぶい) と v (ぶい [小文字])、Y (わい) と y (わい [小文字])</li> <li>・ 記号の <u>ー</u> (はいふん) と記号の <u>—</u> (あんだーばー)</li> </ul> <p><b>②返信用封筒(受験票送付用)</b></p> <p>長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。</p> <p><b>【提出方法】</b></p> <p>角形2号の封筒(A4サイズが入る大きさ)の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き、<b>郵便局で簡易書留郵便の手続き</b>をした上で提出してください。</p> <p><b>【送付先】</b></p> <p>〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 ・和歌山市人事委員会事務局</p>
<p>受験票</p>	<p>8月中旬にメール又は郵送で送付します。8月19日(月)を過ぎても受験票が届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡してください。</p>	

## 6 第1次試験予約方法

- (1) 8月中旬頃に、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事委員会事務局 ([renraku@cbt-s.com](mailto:renraku@cbt-s.com)) から受験の案内メールを送信します。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了してください。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信します。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行っておりませんので、大切に管理してください。
  - ※ 従来型携帯電話では、予約できません。
  - ※ 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。
  - ※ プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合があります。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- (3) 受験予約完了後、業務委託業者 ([help@cbt-s.com](mailto:help@cbt-s.com)) から受験予約完了のメールが配信されますので、予約内容をご確認ください。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へお問い合わせください。

## 7 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、概ね2人の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合

は、それ以下の人数となります。

(3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合

ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。

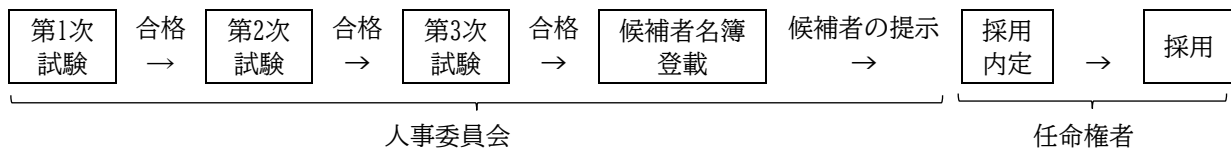
(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

## 8 合格から採用まで

(1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。

(2) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。



## 9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求めることができる方	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者 (本人に限る。)	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から 1か月間 (土曜日、日曜日及び 休日を除く午前8時30 分から午後5時15分ま で)	人事委員会 事務局 (和歌山市 七番丁17)
第2次試験	第2次試験不合格者 (本人に限る。)	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第3次試験	第3次試験受験者 (本人に限る。)	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

## 10 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局

郵便等送付先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地（所在地とは異なります。ご注意ください。）

TEL 073-435-1371（直通）、073-432-0001（代表） 内線3755・3756

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 よくある質問

### Q1 受験するために必要な学歴や免許はありますか。

A1 学歴や免許についての要件は特にありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも試験を受けることができます。

### Q2 居住地が和歌山県外でなければ受験できないのですか。

A2 受験できません。

移住促進・UIターンを目的とした試験区分のため、令和6年6月30日時点において、和歌山県外に在住されている方を対象としています。

### Q3 和歌山県内に本社がある会社の大阪支社に5年間勤務していましたが、職務経験になるでしょうか。

A3 職務経験に含むことはできません。

また、和歌山県内に本社又は本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等に現在勤務されている方、又は令和6年4月1日以降勤務したことがある方は受験できません。

### Q4 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A4 休業等（傷病休暇、育児休業等）で実際に業務に従事しない期間が連続して3か月以上ある場合は、その期間を職務経験から除きます（産前産後休暇の期間は通算できます。）。

また、常勤であっても6か月に満たない期間については職務経験に含むことはできません。

### Q5 職務経験は採用後の初任給に考慮してもらえますか。

A5 民間企業等の職歴に応じて初任給を加算する制度があります。

また、初任給の決定にあたっては、県外だけでなく県内企業等における職歴も考慮されます。

## 任命権者からのお知らせ

和歌山市は、和歌山市内の定住促進を図るために、市内に居住している方、または、今後、市内居住予定の方を求めています。

受験申込みにあたっては、試験区分を間違えないように注意してください。

### ●給与等

- 1 令和6年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

民間企業等職務経歴（例）	初 任 給
5年	約232,700円
10年	約265,900円
15年	約288,500円

※ 採用時の職位、初任給については民間企業等における職務経歴に基づき決定します。

※ 職務経歴の範囲については、採用時の職位、初任給の決定に限り、和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における職務経歴のほか、和歌山県内に本社・本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等における職務経歴も通算します。

- 2 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。
- 3 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

### ●日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

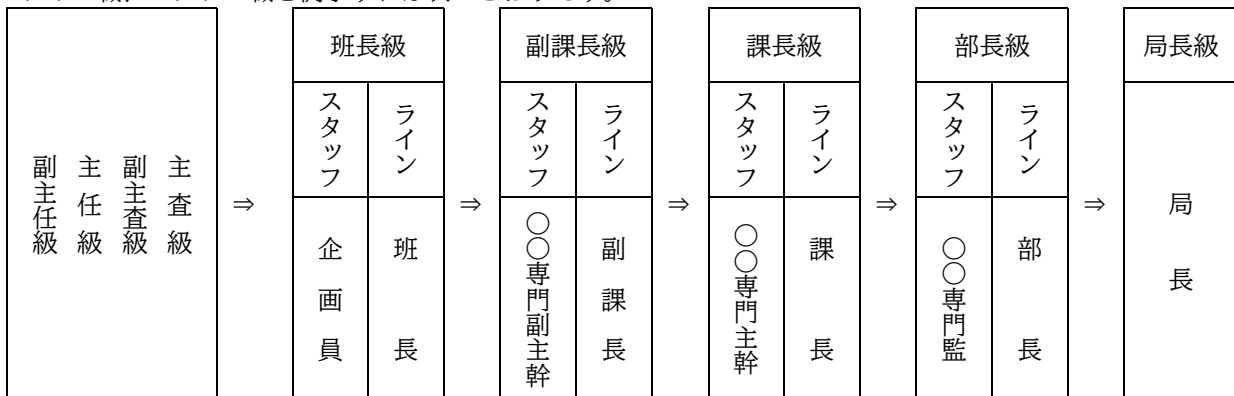
- 1 公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。

- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

- 2 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能です。

ライン職、スタッフ職を例示すれば次のとおりです。



### ●問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課      (直通) 073-435-1019